

## ○和光市雨水貯留槽設置費補助金交付要綱

平成24年3月2日

告示第23号

平成25年3月29日告示第54号

平成26年10月16日告示第206号

令和3年2月15日告示30号

(趣旨)

第1条 この告示は、河川等への雨水の流出を抑制するとともに、雨水利用による水資源の有効活用を促進し、健全な水環境の構築と環境に対する市民意識の向上を図るため、雨水貯留槽を設置した者に対し、予算の範囲内において雨水貯留槽設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「雨水貯留槽」とは、家屋の屋根等に降った雨水を集め、貯留し、これを植木への散水等に利用する設備で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建物の雨どいに接続していること。
- (2) 未使用品で、貯水容量が80リットル以上であること。
- (3) 設置及び使用に当たっての安全性が確保されていること。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 市内の自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（併用住宅を含む。以下「戸建住宅」という。）又は市内の集合住宅に雨水貯留槽を設置した者であること。
- (3) 設置した雨水貯留槽を常に良好に維持管理できること。
- (4) 市税等を完納している者（集合住宅に雨水貯留槽を設置した者を除く。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、売買等を目的とした建築物に雨水貯留槽を設置する者又は和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号）第37条の規定に基づき雨水貯留槽を設置する者については、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 戸建住宅 雨水貯留槽の設置に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は20,000円のいずれか少ない額

（2） 集合住宅 雨水貯留槽の設置に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか少ない額

2 同一建築物において補助金の交付の対象となる雨水貯留槽の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

（1） 戸建住宅 1基

（2） 集合住宅 当該集合住宅の建築面積（その単位は平方メートルとする。）を100で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを切り捨て、その数が1未満のときは1とする。）

3 補助金の交付は、同一建築物につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留槽の設置をしようとするときは、和光市雨水貯留槽設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 設置する建物の住所地がわかる位置図

（2） 雨水貯留槽を設置する箇所の状況を確認することができる写真

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市雨水貯留槽設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、雨水貯留槽の設置が完了した日から起算して30日以内又は当該完了した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、和光市雨水貯留槽設置費補助金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雨水貯留槽を購入したことを証明する領収書及び内訳書の写し
- (2) 設置した建物及び雨水貯留槽の配置図
- (3) 雨水貯留槽の設置状況を確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、和光市雨水貯留槽設置費補助金交付額確定通知書(様式第4号)により当該請求をした者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があったときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第54号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第206号)抄

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第30号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。